

金融商品の販売に関する勧誘方針

弊社は、金融商品取引法および不動産特定共同事業法に係る金融商品の勧誘にあたり、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」、その他関係法令、諸規則を遵守し、以下の勧誘方針に則り適切な勧誘を行います。

1. 勧誘の対象となる者の知識、経験、財産の状況及び金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし配慮すべき事項
 - (1) 当社は、金融商品をお勧めするにあたっては、お客様の知識、経験、財産の状況及び金融商品の販売に係る契約を締結する目的等を十分に把握し、お客様のご意向と実情に適合した勧誘に努めております。
 - (2) 当社は、金融商品をお勧めするにあたっては、お客様の知識、経験、財産の状況及び金融商品の販売に係る契約を締結する目的等に照らし、お勧めする金融商品の内容やリスク内容等の適切な説明に努めております。
2. 勧誘の方法及び時間帯に関し、勧誘の対象となる者に対し配慮すべき事項
 - (1) 当社は、お客様自身のご判断と責任においてお取引いただけるよう、金融商品の内容やリスク内容などの重要事項について、書面の交付その他の適切な方法により、ご理解いただくよう努めております。
 - (2) 当社は、勧誘にあたって、お客様の信頼の確保を第一義とし、法令・諸規則を厳守し、お客様本位の勧誘に努めております。
 - (3) 当社は、電話や訪問による勧誘は、お客様が迷惑となる時間帯には行わないように努めております。勧誘に際しご迷惑な場合は、その旨を担当者までお申し付けください。
3. その他勧誘の適正の確保に関する事項
 - (1) 当社は、法令・諸規則を遵守し、お客様に対して適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めております。
 - (2) 当社は、お客様に対する勧誘の適正確保のため、役職員の研修体制を充実し、商品知識を含む知識技能の習得と研鑽に努めております。
 - (3) 当社は、お客様の判断と責任において取引が行われるよう、適切かつ十分な情報提供に努めております。

苦情、ご要望等、お気付きの点がございましたら下記までお寄せください。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)

所在地：東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館

電話：0120-64-5005

平日：9時00分から17時00分（振替休日を含む祝日、12月31日から1月3日を除く）